(新) 作業規程の準則(平成28年3月31日一部改正版)	(旧) 作業規程の準則(平成25年3月29日一部改正版)
第4編 応用測量	第4編 応用測量
第 1 章 通 則	第1章 通 則
第1節 要 旨	第1節 要 旨
(要旨)	(要 旨)
第379条 (略)	<u>第338条</u> (略)
(応用測量の区分)	(応用測量の区分)
第380条 (略)	<u>第339条</u> (略)
(使用する成果)	(使用する成果)
<u>第381条</u> (略)	<u>第340条</u> (略)
(機 器)	(機 器)
<u>第382条</u> (略)	<u>第341条</u> (略)
(機器の点検及び調整)	(機器の点検及び調整)
<u>第383条</u> (略)	<u>第342条</u> (略)
(計算結果の表示単位)	(計算結果の表示単位)
第384条 座標値等の計算結果の表示単位等は、次表を標準とする。ただし、用地測量においては第445	第343条 座標値等の計算結果の表示単位等は、次表を標準とする。ただし、用地測量においては <u>第404</u>
条第6項の規定を適用する。	条第6項の規定を適用する。
(表略)	(表略)
2 (略)	2 (略)
3 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法により標高を求めた場合は、国土地理院が提供	3 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法により標高を求めた場合は、国土地理院が提供
する <u>ジオイド・モデルにより求めたジオイド高を用いて、楕円体高</u> を補正して求めるものとする。	する <u>ジオイドモデルによりジオイド高</u> を補正して求めるものとする。
(標杭の材質、寸法等)	(標杭の材質、寸法等)
<u>第385条</u> (略)	<u>第344条</u> (略)
第2節 製品仕様書の記載事項	第2節 製品仕様書の記載事項
(製品仕様書)	(製品仕様書)
<u>第386条</u> (略)	<u>第345条</u> (略)
第2章 路線測量	第2章 路線測量
第1節 要 旨	第1節 要 旨
(要 旨)	(要 旨)
第387条 (略)	<u>第346条</u> (略)
(路線測量の細分)	(路線測量の細分)
<u>第388条</u> (略)	<u>第347条</u> (略)
第2節 作業計画	第2節 作業計画

(要 旨)	(要 旨)			
(安 日) <mark>第389条</mark> (略)				
第3節 線形決定	第348条 (略) 第3節 線形決定			
(要 旨)	(要旨)			
(安 日) 第390条 (略)	第349条 (略)			
第8888年 (****) (方 法)	(方 法)			
第391条 (略)	第350条 (略)			
2 (略)	2 (略)			
3 (略)	3 (略)			
(略)	一 (略)			
二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による <mark>観測の</mark> 場合は、2セット行うものと	ニ キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、 <u>干渉測位方式により</u> 2セッ			
し、使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。	ト行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。			
使用衛星数 観測回数 データ取得間隔 許容範囲 備 考	使用衛星数 観測回数 データ取得間隔 許容範囲 備 考			
5衛星以上F I X解 を得てから 1 0 エ ポック以 上1 秒 (ただし、キネマティック法は ΔN) 5秒以下) ΔN 2 0 A ΔE : 水平面の南北成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。				
GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただ 摘 要 し、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。	摘 要 GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。			
一 . 四 (11/4)	三・四 (略)			
三・四 (略)4 (略)				
5 (略)	5 (略)			
一 (略)	一 (略)			
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)			
ハ 既知点での観測は、第3項 <mark>第二号及び第三号</mark> の規定を準用する。	ハ 既知点での観測は、 <mark>第2項及び</mark> 第3項の規定を準用する。			
二 (略)	二 (略)			
二・三 (略)	二・三 (略)			
6~10 (略)	$6 \sim 1 \ 0$ (略)			
(IPの設置)	(IPの設置)			
<u>第392条</u> (略)	<u>第351条</u> (略)			
第4節 中心線測量	第4節 中心線測量			
(要 旨)	(要 旨)			
<u>第393条</u> (略)	<u>第352条</u> (略)			
(方 法)	(方 法)			

第39	94条 (略)			第353条 (略)				
2 • 3 (略)				2・3 (略)				
4	(略)			4 (略)				
	TS等を用いる	る場合は、 <u>第392条</u> 第2項第−	-号の規定を準用する。	一 TS等を用い	る場合は、 <u>第351条</u> 第2項第-	一号の規定を準用する。		
	キネマティック	ク法、RTK法又はネットワーク	[・] 型RTK法による場合は、 <mark>第391条</mark> 第3項第二号か	ニキネマティッ	ク法、RTK法又はネットワー	ク型RTK法による場合は、 <mark>第350条</mark> 第3項第二	二号か	
È	第四号、第45	頁及び第5項の規定を準用する。		ら第四号、第4	項及び第5項の規定を準用する。	9		
5 • 6	6 (略)			5・6 (略)				
7 前	が項において中心	心点間等の距離が、直接測定がて	できない場合は、 <mark>第391条</mark> 第8項の規定を準用する。	7 前項において中	心点間等の距離が、直接測定が、	できない場合は、 <mark>第350条</mark> 第8項の規定を準用す	する。	
8 ~ 1	0 (略)			8~10 (略)				
(標材	竹の設置)			(標杭の設置)	(標杭の設置)			
第39	95条 (略)			第354条 (略)				
第5節	で 仮BM設置》	則量		第5節 仮BM設置	測量			
(要	旨)			(要 旨)				
第39	86条 (略)			第355条 (略)				
(方	法)			(方 法)				
第39	7条 (略)			第356条 (略)				
(標材	坑の設置)			(標杭の設置)	(標杭の設置)			
第39	8条 (略)			<u>第357条</u> (略)				
第6節	市 縦断測量			第6節 縦断測量				
(要 旨)			(要 旨)					
<u>第399条</u> (略)			第358条 (略)					
(方 法)			(方 法)					
<u>第400条</u> (略)			第359条 (略)					
第7節	市 横断測量			第7節 横断測量				
(要	旨)			(要 旨)				
<u>第4C</u>	<u>) 1条</u> (略)			<u>第360条</u> (略)				
(方	法)			(方 法)				
<u>第4C</u>	2条 (略)			<u>第361条</u> (略)				
$2\sim4$	4 (略)			$2\sim4$ (略)				
5	(略)			5 (略)				
_	(略)			一 (略)				
	キネマティック	ク法、RTK法又はネットワーク	′型RTK法による <mark>観測</mark> の場合は、1セット行うものと	ニ キネマティッ	ク法、RTK法又はネットワー	ク型RTK法による場合は、 <u>干渉測位方式により</u> 1	1セッ	
l	〉、使用衛星数 <i>及</i>	及び較差の許容範囲等は、次表を	標準とする。	ト行うものとし	、使用衛星数及び較差の許容範	囲等は、次表を標準とする。		
	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔		
		 FIX解を得てから	1 秒		 FIX解を得てから	1 秒		
	5衛星以上	10エポック以上	(ただし、キネマティック法は5秒以下)	5 衛星以上	10エポック以上	(ただし、キネマティック法は5秒以下)		

GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。 ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を 用いること。

摘

GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。 ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いるこ

- 三 ネットワーク型RTK法による場合は、第391条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 四 (略)

第407条 (略)

五 許容範囲等は、次表を標準とする。

	項	目	許容範囲	備考
	Δ N 20		20mm	△ N:水平面の南北 <mark>成分</mark> のセット間較差
	セット間較差	ΔE		$\Delta E:$ 水平面の東西 <mark>成分</mark> のセット間較差
		ΔU	20mm	ΔU : 水平面からの高さ <mark>成分</mark> のセット間較差
		<u> </u>	U 30mm	ただし、平面直角座標値で比較することができる。

2 前項において用地幅杭間の距離が直接測定できない場合は、<u>第391条</u>第8項の規定を準用する。

- 三 ネットワーク型RTK法による場合は、第350条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 四 (略)
- 五 許容範囲等は、次表を標準とする。

項	目	許容範囲	備考
セット間較差	Δ N Δ E	20mm	ΔN : 水平面の南北 <u>方向</u> のセット間較差 ΔE : 水平面の東西 <u>方向</u> のセット間較差
ピット间較左	ΔU	30mm	ΔU : 水平面からの高さ <mark>方向</mark> のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。

2 前項において用地幅杭間の距離が直接測定できない場合は、<mark>第350条</mark>第8項の規定を準用する。

$6 \sim 1.1$ (略)	$6 \sim 1 \ 1$ (略)
第8節 詳細測量	第8節 詳細測量
(要 旨)	(要 旨)
第403条 (略)	<u>第362条</u> (略)
(方 法)	(方 法)
第404条 (略)	<u>第363条</u> (略)
第9節 用地幅杭設置測量	第9節 用地幅杭設置測量
(要 旨)	(要 旨)
第405条 (略)	<u>第364条</u> (略)
(方 法)	(方 法)
<u>第406条</u> (略)	<u>第365条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
一 TS等を用いる場合は、 <mark>第392条</mark> 第2項第一号の規定を準用する。	一 TS等を用いる場合は、 <mark>第351条</mark> 第2項第一号の規定を準用する。
二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、第391条第3項第二号から	二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、 <u>第350条</u> 第3項第二号から
第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。	第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。
4・5 (略)	4・5 (略)
(用地幅杭点間測量)	(用地幅杭点間測量)

第366条 (略)

3 (略)	3 (略)
第10節 品質評価	第10節 品質評価
(品質評価)	(品質評価)
<u>第408条</u> (略)	<u>第367条</u> (略)
第11節 成果等の整理	第11節 成果等の整理
(メタデータの作成)	(メタデータの作成)
<u>第409条</u> (略)	第368条 (略)
(成果等)	(成果等)
<u>第410条</u> (略)	<u>第369条</u> (略)
第3章 河川測量	第3章 河川測量
第1節 要 旨	第1節 要 旨
(要 旨)	(要 旨)
<u>第411条</u> (略)	<u>第370条</u> (略)
(河川測量の細分)	(河川測量の細分)
<u>第412条</u> (略)	<u>第371条</u> (略)
第2節 作業計画	第2節 作業計画
(要 旨)	(要 旨)
<u>第413条</u> (略)	<u>第372条</u> (略)
第3節 距離標設置測量	第3節 距離標設置測量
(要 旨)	(要 旨)
<u>第414条</u> (略)	<u>第373条</u> (略)
(方 法)	(方 法)
第415条 (略)	<u>第374条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	
一 TS等を用いる放射法の場合は、 <mark>第392条</mark> 第2項第一号の規定を準用して行うことができる。ただし、	一 TS等を用いる放射法の場合は、 <mark>第351条</mark> 第2項第一号の規定を準用して行うことができる。ただし、
近傍に既知点がない場合は、3級基準点等を設置することができる。	近傍に既知点がない場合は、3級基準点等を設置することができる。
ニ キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、第391条第3項第二号から	
第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。	第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。
4~6 (略)	
第4節 水準基標測量	第4節 水準基標測量
(要 旨) (要 1 6 条 (哪)	(要旨) (等 2.7 E 条 (原文)
<u>第416条</u> (略) (本 は)	<u>第375条</u> (略) (た は)
(方 法) 第 4 1 7 8 (吸)	(方 法) 第276条 (取)
第417条 (略) 第5節 字期縱ᄣ測量	<u>第376条</u> (略) 第5
第5節 定期縦断測量 (悪 旨)	第5節 定期縦断測量 _{/ 画}
(要 旨) 第 4 1 9 8 (取)	(要 旨) 第277条 (較)
<u>第418条</u> (略)	<u>第377条</u> (略)

(方 法)				(方 法)		
<u>第419条</u> (略)			<mark>第378条</mark> (略)				
			3 定期	縦断測量は、平地	においては3級水準測量により行い、山地に	こおいては4級水準測量により行うもの	
とする。た	だし、地形、	地物等の状況によっては、4級水準測量に	代えて間接水準測量により行うことがで	とする	。ただし、地形、	地物等の状況によっては、4級水準測量に	弋えて間接水準測量により行うことがて
きるものと	し、その場合	は <u>第400条</u> 第8項の規定を準用する。		きるも	のとし、その場合	は <u>第359条</u> 第8項の規定を準用する。	
$4 \sim 7$ (略	子)			$4 \sim 7$ (B)			
			第6節 定期横断測量				
(要 旨)				(要 旨)		
第420条	(略)			第379	<u>条</u> (略)		
(方 法)				(方 法)		
第421条	(略)			第380	<u>条</u> (略)		
第7節 深浅	制量			第7節	深浅測量		
(要 旨)				(要 旨)		
第422条	(略)			第381	条 (略)		
(方 法)				(方 法)			
第423条				第382	<u>条</u> (略)		
$2\sim4$ (略	子)			$2\sim4$	(略)		
5 RTK法	E又はネットワ [、]	一ク型RTK法による観測は、次表を標準	とする。	5 RT	K法又はネットワ	一ク型RTK法による観測は、次表を標準	とする。
Į.	使用衛星数	観 測 回 数	データ取得間隔		使用衛星数	観 測 回 数	データ取得間隔
Į.	5 衛星以上	FIX解を得てから1エポック以上	1秒		5衛星以上	FIX解を得てから1エポック以上	1秒
		GLONASS衛星を用いて観測する場	合は、使用衛星数は6衛星	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星			
	簡 要	以上とする。ただし、 <u>GPS・準天頂</u> 衛	星 及びGLONASS衛星		摘要	以上とする。ただし、 <u>GPS衛星</u> 及びG	LONASS衛星を、それ
		を、それぞれ2衛星以上を用いること。				ぞれ2衛星以上を用いること。	
				-			
6~12	(略)			6~12	(略)		
第8節 法線	泉測量			第8節 法線測量			
(要 旨)				(要 旨)			
第424条	(略)			<u>第383条</u> (略)			
(方 法)			(方 法)				
第425条 (略)			第384条 (略)				
第9節 海浜測量及び汀線測量			第9節 海浜測量及び汀線測量				
(要 旨)			(要 旨)				
第426条	(略)			<u>第385条</u> (略)			
(方 法)				(方 法)			
<u>第427条</u> (略)			<u>第386条</u> (略)				

第10節 品質評価	第10節 品質評価
(品質評価)	(品質評価)
<u>第428条</u> (略)	<u>第387条</u> (略)
第11節 成果等の整理	第11節 成果等の整理
(メタデータの作成)	(メタデータの作成)
<u>第429条</u> (略)	<u>第388条</u> (略)
(成果等)	(成果等)
<u>第430条</u> (略)	第389条 (略)
第4章 用地測量	第4章 用地測量
第1節 要 旨	第1節 要 旨
(要 旨)	(要 旨)
<u>第431条</u> (略)	<u>第390条</u> (略)
(用地測量の細分)	(用地測量の細分)
<u>第432条</u> (略)	<u>第391条</u> (略)
第2節 作業計画	第2節 作業計画
(要旨)	(要 旨)
<u>第433条</u> (略)	<u>第392条</u> (略)
第3節 資料調査	第3節 資料調査
(要旨)	(要 旨)
<u>第434条</u> (略)	<u>第393条</u> (略)
(方法)	(方法)
<u>第435条</u> (略)	<u>第394条</u> (略)
(公図等の転写)	(公図等の転写)
<u>第436条</u> (略)	<u>第395条</u> (略)
(土地の登記記録の調査)	(土地の登記記録の調査)
<u>第437条</u> (略)	<u>第396条</u> (略)
(建物の登記記録の調査)	(建物の登記記録の調査)
<u>第438条</u> (略)	<u>第397条</u> (略)
(権利者確認調査)	(権利者確認調査)
第439条 (略)	第398条 (略)
第4節 復元測量	第4節 復元測量
(要 旨)	(要旨)
第440条 (略)	<u>第399条</u> (略)
(方 法)	(方 法)
第441条 (略)	第400条 (略)
第5節 境界確認	第5節 境界確認
(要 旨)	(要 旨)
第442条 (略)	<u>第401条</u> (略)

(方 法)	(方 法)			
<u>第443条</u> (略)	<u>第402条</u> (略)			
第6節 境界測量	第6節 境界測量			
(要 旨)	(要 旨)			
第444条 (略)	<u>第403条</u> (略)			
(方 法)	(方 法)			
第445条 (略)	<u>第404条</u> (略)			
2 (略)	2 (略)			
一 (略)	一 (略)			
二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、 <u>第391条</u> 第3項第二号、第	二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、 $\frac{第350条}{}$ 第3項第二号、			
4項及び第5項の規定を準用する。	4項及び第5項の規定を準用する。			
三 (略)	三 (略)			
$3 \sim 7$ (略)	$3 \sim 7$ (略)			
(用地境界仮杭設置)	(用地境界仮杭設置) 			
第446条 (略) 	第405条 (略)			
(方 法)	(方 法)			
第447条 (略)	第406条 (略)			
2 用地境界仮杭の観測は、 <mark>第445条</mark> 第2項の規定を準用する。	2 用地境界仮杭の観測は、 <mark>第404条</mark> 第2項の規定を準用する。			
(用地境界杭設置)	(用地境界杭設置)			
第448条 (略)	<u>第407条</u> (略)			
第7節 境界点間測量	第7節 境界点間測量			
(要 旨)	(要 旨)			
<u>第449条</u> (略)	<mark>第408条</mark> (略) 			
(方 法)	(方 法)			
<u>第450条</u> (略)	<u>第409条</u> (略)			
2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点(以下「用地境界点」とい	2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点(以下「用地境界点」とい			
う。)との距離を全辺について現地で測定し、 <mark>第445条</mark> 及び <mark>第447条</mark> の規定で計算した距離と比較を	う。)との距離を全辺について現地で測定し、 <u>第404条</u> 及び <u>第406条</u> の規定で計算した距離と比較を			
行うものとする。なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。	行うものとする。なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。			
区分平地山地備考	区分平地山地備考			
距離 10 mm 20 mm	距離 10 mm 20 mm			
20m 以上 S/2,000 S/1,000 S は点間距離の計算値	20m 以上 S/2,000 S/1,000 S は点間距離の計算値			
20m ×1.	0/ 2,000			
3 境界点間の距離が直接測定できない場合は、 <u>第391条</u> 第8項の規定を準用するものとし、較差の許容範囲は、前項の表による。	3 境界点間の距離が直接測定でき 範囲は、前項の表による。			
)	4 (略)			

第8節 面積計算	第8節 面積計算
(要 旨)	(要旨)
<u>第451条</u> (略)	<u>第410条</u> (略)
(方 法)	(方 法)
<u>第452条</u> (略)	<u>第411条</u> (略)
第9節 用地実測図データファイルの作成	第9節 用地実測図データファイルの作成
(要 旨)	(要 旨)
<u>第453条</u> (略)	<u>第412条</u> (略)
(作 成)	(作 成)
<u>第454条</u> (略)	<u>第413条</u> (略)
第10節 用地平面図データファイルの作成	第10節 用地平面図データファイルの作成
(要 旨)	(要 旨)
<u>第455条</u> (略)	第414条 (略)
(作 成)	(作 成)
<u>第456条</u> (略)	<u>第415条</u> (略)
第11節 品質評価	第11節 品質評価
(品質評価)	(品質評価)
<u>第457条</u> (略)	<u>第416条</u> (略)
第12節 成果等の整理	第12節 成果等の整理
(メタデータの作成)	(メタデータの作成)
<u>第458条</u> (略)	<u>第417条</u> (略)
(成果等)	(成果等)
<u>第459条</u> (略)	<u>第418条</u> (略)
第5章 その他の応用測量	第5章 その他の応用測量
第1節 要 旨	第1節 要 旨
(要 旨)	(要 旨)
<u>第460条</u> (略)	<u>第419条</u> (略)
第2節 作業計画	第2節 作業計画
(要 旨)	(要 旨)
<u>第461条</u> (略)	第420条 (略)
第3節 作業方法	第3節 作業方法
(作業方法)	(作業方法)
<u>第462条</u> (略)	第421条 (略)
第4節 作業内容	第4節 作業内容
(作業内容) 	(作業内容)
<u>第463条</u> (略)	<u>第422条</u> (略)

第5節 品質評価	第5節 品質評価
(品質評価)	(品質評価)
<u>第464条</u> (略)	<u>第423条</u> (略)
第6節 成果等の整理	第6節 成果等の整理
(メタデータの作成)	(メタデータの作成)
<u>第465条</u> (略)	<u>第424条</u> (略)
(成果等)	(成果等)
<u>第466条</u> (略)	<u>第425条</u> (略)
一•二 (略)	一 · 二 (略)
三 品質評価表	<u>(新規)</u>
<u>四·五</u> (略)	<u>三・四</u> (略)
附則	附則
この準則は、平成20年4月1日から適用する。	この準則は、平成20年4月1日から適用する。
附則	附則
この準則は、平成23年4月1日から施行する。	この準則は、平成23年4月1日から施行する。
附則	附則
この準則は、平成25年4月1日から施行する。	この準則は、平成25年4月1日から施行する。
<u>附 則</u>	_ <u>(新規)</u> _
この準則は、平成28年4月1日から施行する。	